

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年5月27日(2021.5.27)

【公表番号】特表2020-517312(P2020-517312A)

【公表日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【年通号数】公開・登録公報2020-024

【出願番号】特願2019-541421(P2019-541421)

【国際特許分類】

A 6 1 B 90/57 (2016.01)

A 6 1 M 5/14 (2006.01)

F 1 6 B 2/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 90/57

A 6 1 M 5/14 5 3 2

F 1 6 B 2/12 B

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月16日(2021.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療装置を支持構造体に結合するように構成されたポールクランプ組立体であって、該ポールクランプ組立体が、

前記支持構造体を選択的に把持するように構成されたポールクランプであって、ファスナハブを有する、ポールクランプと、

ハブ部分とドッキング部材本体とを有するドッキング部材であって、前記ハブ部分は前記ポールクランプの前記ファスナハブに選択的に結合するように構成され、前記ドッキング部材本体は、医療装置の対応する保持特徴部の中に少なくとも部分的に挿入されるよう構成された突出部として形成され、かつ前記医療装置の前記保持特徴部の対応するラッチと係合するように構成された一つ以上のタブを有する、ポールクランプ組立体。

【請求項2】

前記ポールクランプは係止機構を有し、該係止機構は、前記ドッキング部材が前記ポールクランプに対して回転可能な非係合位置と、前記ポールクランプに対する前記ドッキング部材の回転が阻止される係合位置との間で移動可能である、請求項1に記載のポールクランプ組立体。

【請求項3】

前記係止機構は前記係合位置へ付勢される、請求項2に記載のポールクランプ組立体。

【請求項4】

前記ドッキング部材は、前記係止機構の一部分を選択的に配置させることができる1つ又は複数の凹部を有する、請求項2に記載のポールクランプ組立体。

【請求項5】

前記突出部は、第1端面と、底面と、一対の側面と、上面とを備える、請求項1に記載のポールクランプ組立体。

【請求項6】

前記一対の側面の一つ以上に作動的に接合された1つ又は複数のタブを有する、請求項

5に記載のポールクランプ組立体。

【請求項 7】

前記突出部のための構造的支持は、前記底面を形成する構造体と前記上面との間に延びるキール部材によって部分的に与えられる、請求項5に記載のポールクランプ組立体。

【請求項 8】

前記突出部は一対の側面を有する、請求項1に記載のポールクランプ組立体。

【請求項 9】

前記突出部のための構造的支持は、前記一対の側面の間に延びる側方リブによって部分的に与えられる、請求項8に記載のポールクランプ組立体。

【請求項 10】

前記ハブ部分は、更に、ファスナハブ用開口と1つ又は複数の凹部とを形成するハブ面を有する、請求項1に記載のポールクランプ組立体。

【請求項 11】

前記ハブ面はファスナハブ用開口の周りに円周状に配列された複数の凹部を形成する、請求項10に記載のポールクランプ組立体。

【請求項 12】

前記ドッキング部材本体の長手軸線は前記ハブ面に対して実質的に直交する、請求項10に記載のポールクランプ組立体。

【請求項 13】

前記ドッキング部材本体の長手軸線は前記ハブ面に対して鈍角に位置付けられる、請求項10記載のポールクランプ組立体。

【請求項 14】

前記ハブ部分が前記ドッキング部材の近位端部に配列され、

前記突出部は、

一対の側面であって、その間に延びる側方リブによって構造的に支持される一対の側面と、

開放遠位端部と、

を有する、請求項1に記載のポールクランプ組立体。